

紙おむつ等購入費助成（4月～9月分）の申請を受け付けています

2歳6ヶ月未満のお子さんのいるご家庭に、1ヶ月につき『紙おむつ4袋+燃やせるゴミのゴミ袋（40ℓ）1梱包』と交換できる引換券を交付しています。

対象となる方へ申請書を郵送しておりますので、希望される方は保健センターに4月中に申請書を提出してください。

- ・ 2歳6ヶ月になる月分までが交付対象となります。
- ・ おむつが必要ない場合はご連絡ください。
- ・ 5月～9月の間に申請をすることはできません。
- ・ お子さんが生まれた時は、随時申請を受け付けています。
- ・ 町税や使用料等を滞納している場合は、助成の対象外となります。
- ・ 引換券は申請時に発行しておりません。滞納状況を確認し、おむつの用意ができ次第郵送いたします。




その他詳しい事やご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

申請・お問い合わせ 福祉課子育て支援係（保健センター内こども家庭センター）
電話：0125-69-2100

友好交流町親善交流事業

友好交流町である高知県本山町に訪問し、現地の方々と交流を深める団体を募集します。

対象となった団体には旅費の一部を助成します。本山町との交流の輪を広げたいという意欲ある団体の応募をお待ちしています。

助成の対象者	※1. 2とも満たすグループが対象です。 1. 町内にお住まいまたは就業している高校生以上の者で構成された3人以上のグループ 2. 事業趣旨を理解し、本山町との交流を積極的に図る意思のあるグループ
対象団体数	1組
助成金の限度額	350,000円
助成の対象経費	1. 浦臼町と本山町間における交通費 2. 宿泊費（最大3泊分） 3. 交流に必要な資材運搬費
応募の必要書類	※1. 2は公式ホームページよりダウンロードできます 1. 親善訪問計画書 2. 親善訪問予定者名簿 3. その他、町長が必要と認める書類  (町公式HP)
応募締め切り	5月15日（金）

申請・お問い合わせ 総務課企画係 電話：0125-68-2111

住まいづくりの支援制度を紹介します

浦臼町では定住促進と地域の活性化を図るため様々な支援を行っています。今号では、住宅を新築または購入する費用を助成する「浦臼町定住促進住宅取得応援助成事業」、住宅のリフォームや空き家・老朽住宅の除去工事等の費用を補助する「浦臼町リフォーム等補助金」についてご紹介します。

定住促進住宅取得応援助成事業

住宅を新築または購入し、本町に10年以上定住することを誓約する方など、所定の条件を満たす方を対象に住宅を新築または購入する費用の一部を助成します。



助成額 新築住宅 150万円 中古住宅 50万円

※中古住宅及び土地を購入する際、助成金額に満たない場合は当該購入額が助成金額になります。
(1,000円未満の端数は切り捨て)

次のいずれかに該当する場合、上記の助成額に加算されます。

加算① 若年夫婦世帯（40歳未満の夫婦） 子育て世帯（中学校課程を修了する前の子どもを養育） 25万円 + 商品券 25万円

加算② 転入者（1年以上町外に住民登録があり、転入後1年未満） 新築住宅 100万円 中古住宅 50万円

新築住宅は表題登記後3ヶ月以内、中古住宅は転入後または転居後3ヶ月以内が申請期限です。

書類に偽りやその他不正、10年未満の転居、または住宅の所有権移譲・賃貸等を行った場合は、助成金の返還対象となりますのでご注意ください。また、制度詳細はQRコードを読み込み確認することができます。



(町公式HP)

住宅リフォーム等補助金

住宅の所有者で町内に居住している方、町税や水道料金等を滞納していない方など、所定の条件を満たす方を対象に住宅のリフォームや空き家・老朽住宅の除去工事等の費用の一部を補助します。

補助額 工事費（消費税を除く）の30%（上限額 30万円（1,000円未満切り捨て））

町内業者と契約して行う工事であること、世帯総所得が550万円以下であること、工事費（消費税を除く）が50万円以上であることなどが補助を受ける条件です。

補助申請は工事着手前に必要書類を添付の上、申請書を総務課企画係に提出してください。
※交付決定前に着手した工事については、補助を受けることができませんのでご注意ください。

詳細はQRコードを読み込み確認することができます。

お問い合わせ 総務課企画係 電話：0125-68-2111



(町公式HP)